

## 契約候補者を選定するための評価基準

契約候補者を選定するための評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは下表のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
配置予定管理技術者の資格及び経験等	保有資格及び経験	<p>(様式第 2 - 5)</p> <p>参加表明書提出期限日時点の配置予定管理技術者の資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①一級建築士の免許の登録後、15年以上の実務経験がある。</p> <p>②一級建築士の免許の登録後、10年以上の実務経験がある。</p> <p>③一級建築士の免許の登録後、5年以上の実務経験がある。</p> <p>④一級建築士の免許の登録のみ。</p> <p>なお、一級建築士の資格を有すると認められない場合は、選定しない。</p>	<p>①10点</p> <p>②7点</p> <p>③4点</p> <p>④0点</p>
	業務遂行能力	<p>(様式第 2 - 5)</p> <p>平成 26 年度以降に完了した 6 (3) ②に示す業務(再委託によるものは含まない)の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①介護老人福祉施設を含め、実績が 3 件以上ある。</p> <p>②実績が 3 件以上ある。</p> <p>③実績が 2 件ある。</p> <p>④実績が 1 件ある。</p> <p>なお、上記業務の実績がない場合は選定しない。</p> <p>業務の実績については、管理技術者としてのものでなくてもよいが、業務の従事期間が履行期間の過半に達しない場合は評価しない。</p> <p>なお、上記業務の実績がない場合は選定しない。</p>	<p>①10点</p> <p>②5点</p> <p>③3点</p> <p>④0点</p>
	地域精通度	<p>(様式第 2 - 5)</p> <p>平成 26 年度以降に完了した公的機関<sup>※1</sup>が発注した建築物(用途は問わない。)に係る基本計画又は建築設計の実績を下記の順位で評価する。ただし、業務の従事期間が履行期間の過半に達しない場合は評価しない。</p> <p>①双葉郡<sup>※2</sup>内において業務を行った実績がある。</p> <p>②双葉郡内を除く福島浜通り地域等<sup>※3</sup>において業務を行った実績がある。</p> <p>③上記に該当しない。</p>	<p>①5点</p> <p>②3点</p> <p>③0点</p>

業務内容に対する技術提案	実施方針	実施方針	(様式第4-2) 業務の目的、条件、内容の理解度が高く、配慮事項に関して的確に把握されている場合に優位に評価する。  【評価の視点】 ・ 既往計画の把握、業務目的の明示 ・ 現地の現状及び施設、地理的状況の把握	10点
		実施体制	(様式第4-2) 配置技術者の連携、人数、協力体制など業務を遂行するうえでの確かな体制が確保されている場合に優位に評価する。  【評価の視点】 ・ 業務の取組体制 ・ 必要項目の明示と相互関係の適正 ・ 想定される関係者協議の記載	10点
	特定テーマに対する提案	(様式第4-3) 特定テーマ① 本整備計画における、訪問介護及び地域密着型介護の課題とそれに対する取り組み方針を提案してください。(提案の中で必ず工程表を示すこと。)		15点
		的確性	必要な着目点、問題点、解決方法等が網羅され具体的となっている場合に優位に評価する。事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
		実現性	実務的な内容に落とし込まれていることから提案内容に説得力があり、それを裏付ける類似業務などが明示されている場合に優位に評価する。	
		(様式第4-3) 特定テーマ② 本施設整備計画において、日常的にコミュニケーションがとれ、多機能の相乗効果が発揮される交流スペースの整備方針を提案してください。		15点
	的確性	必要な着目点、問題点、解決方針等が網羅され具体的となっている場合に優位に評価する。事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
	実現性	実務的な内容に落とし込まれていることから提案内容に説得力があり、それを裏付ける類似業務などが明示されている場合に優位に評価する。		
業務コストの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指示した業務内容と大きく乖離しているか、提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。</li> <li>・ なお、積算の参考とするため、特定者に再度、見積を依頼する場合がある。</li> </ul>		数値化しない	
評価点 合計				75点

※1 公的機関とは国、地方公共団体、独立行政法人、公益社団法人及び公立大学法人等とする。

※2 双葉郡とは広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村とする。

※3 双葉郡内を除く福島浜通り地域等とは田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村、いわき市、相馬市及び新地町とする。